

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年7月30日(2:15)

7月28日からの大雨による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

7月28日からの大雨による被害により、新潟県新潟市他10市町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【新潟県】 新潟市 (にいがたし) 三条市 (さんじょうし) 柏崎市 (かしわざきし) 小千谷市 (おぢやし) 加茂市 (かもし) 十日町市 (とつかまちし) 五泉市 (ごせんし) 魚沼市 (うおぬまし) 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 南蒲原郡田上町 (みなみかんばらぐんたがみまち) 東蒲原郡阿賀町 (ひがしかんばらぐんあがまち)	7月29日	7月28日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等